

## 居住，滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針

(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)

(最終改正：平成21年3月13日厚生労働省告示第77号)

### 一 適正な手続の確保

指定通所介護事業者，指定通所リハビリテーション事業者，指定短期入所生活介護事業者，指定短期入所療養介護事業者，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設，指定認知症対応型通所介護事業者，指定小規模多機能型居宅介護事業者，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護予防通所介護事業者，指定介護予防通所リハビリテーション事業者，指定介護予防短期入所生活介護事業者，指定介護予防短期入所療養介護事業者，指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定通所介護事業所，指定通所リハビリテーション事業所，指定短期入所生活介護事業所，指定短期入所療養介護事業所，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設，指定認知症対応型通所介護事業所，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護予防通所介護事業所，指定介護予防通所リハビリテーション事業所，指定介護予防短期入所生活介護事業所，指定介護予防短期入所療養介護事業所，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住，滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため，次に掲げるところにより，当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては，利用者等（指定通所介護事業所，指定通所リハビリテーション事業所，指定短期入所生活介護事業所，指定短期入所療養介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定介護予防通所介護事業所，指定介護予防通所リハビリテーション事業所，指定介護予防短期入所生活介護事業所，指定介護予防短期入所療養介護事業所，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し，当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について，利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護，指定通所リハビリテーション，指定認知症対応型通所介護，指定小規模多機能型居宅介護，指定介護予防通所介護，指定介護予防通所リハビリテーション，指定介護予防認知症対応型通所介護，指定介護予防小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。

ハ 居住，滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について，その具体的内容，金額の設定及び変更に関し，運営規程（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百十九条，第百二十条，第百二十一条，第百二十二条，第百三十一条の三，第百三十一条の四，第百三十一条の五，第百三十一条の七，第百三十四条，第百三十六條，第百三十八條，第百四十條の七，第百四十條の八，第百四十條の九，第百四十條の十，第百四十條の二十又は第百四十條の二十一の規定に基づき，都道府県知事又は市町村長に提出する運営規程をいう。）への記載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

### 二 居住，滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住，滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は，居住環境の違いに応じて，それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室，療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注~~5~~9並びに短期入所療養介護費のイ(1)，~~(2)~~及び~~から~~(3)までの注~~7~~11，ロ(1)から(5)までの注~~8~~10，ハ(1)，~~(2)~~及び~~から~~(3)までの注~~6~~8，ニ(1)から(4)までの注5及びホ~~(1)~~，~~(2)~~及び~~(3)~~の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注~~4~~215及び注~~4~~316，介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注~~4~~011，イ(1)から(4)までの注~~4~~12，ロ(1)及び(2)の注~~7~~7，8及びロ(1)及び(2)の注~~8~~9，ハ(1)，~~(2)~~及び~~から~~(3)までの注6及び並びにハ(1)，~~(2)~~及び~~から~~(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイ，ロ，ハ及び~~から~~ニまでの注~~4~~215及び注~~4~~316並びに指定介

介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及び口の注~~5~~7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注~~5~~9，ロ(1)から(4)までの注~~7~~9，ハ(1)及び(2)の注~~5~~7並びにニ(1) ~~、(2)及び~~から(3)までの注4及びホ~~(1)及び(2)の注3~~に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用，入所又は入院するものは除く。） 室料及び光熱水費に相当する額

(ii) ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用，入所又は入院するもの 光熱水費に相当する額

(2) 居住等に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は，次のとおりとすること。

(i) 利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用，維持費用等を含み，公的助成の有無についても勘案すること。）

(ii) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用

ロ 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は，食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

### 三 その他

利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は，前号に掲げる居住，滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。